

フジトランスポート株式会社 健康宣言

「経営理念」を実践して、お客様にご満足いただける最適な輸送サービスを提供するには、従業員自身が健康であることが不可欠であり、健康でなければ、お客様の信頼を得ることはできません。

当社は、会社の成長を支える従業員と家族の心身の健康増進を重要な経営課題の一つと捉え、健康維持・増進活動に対する積極的な支援と組織的な健康づくりの推進によって、従業員がいきいきと豊かで快適・健康な社会生活と経済の発展に貢献する会社を目指します。

フジトランスポート株式会社 代表取締役 松岡 弘晃

フジトランスポート株式会社 健康管理方針

第1条（目的）

当社は、「フジトランスポート株式会社 健康宣言」に基づき、社員及び家族の心身の健康保持・増進と健康で快適な職場環境の形成を目的として、健康管理についての方針を定める。

第2条（体制）

- 当社は、健康管理を推進・実施するため、代表取締役を責任者とする健康経営推進チームを組織する。
- 健康経営推進チームは、健康管理に関して年間あるいは中期的な実施計画を定め、安全衛生委員会・労働組合・全国健康保険協会等とも情報共有や協議など、連携しつつ、実施計画を推進する。
- 健康経営推進チームは、決行管理の実施状況について、定期的に経営会議に報告する。

第3条（取組内容）

当社は、従業員一人ひとりが心身の健康保持増進に自律的に取り組めるよう、健康づくりを支援する。法令遵守を基本とし、予防医学の見地から、以下の枠組みを体系的かつ包括的に健康管理を実施する。

- 0次予防：職場のコミュニケーションの活性化等により、職場の環境を改善に資する取組を推進する。
- 1次予防：研修等による従業員への健康啓発や予防接種の実施等により、「疾病予防」に資する取組を推進する。
- 2次予防：健康診断等の実施徹底や健康診断後の保健指導等により、「疾病の早期発見・早期措置」に資する取組を推進する。
- 3次予防：休業と職場復帰制度などの規定や体制の整備等により、「疾病の再発防止・重症化予防」に資する取組を推進する。

附 則

この規則は2019年10月1日から実施する。

この規則は2022年7月1日から改定し実施する。